

# 福井県報

号外第2号  
令和6年  
1月16日(火)  
火曜日発行

## 公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、令和6年福井県保育士試験（前期）を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和23年福井県規則第26号）第19条の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月16日

福井県知事 杉本 達治

福井県は、法第18条の9の規定に基づき指定試験機関として一般社団法人全国保育士養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報、試験に対する受験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答案の採点、合否の決定、合否の通知、受験の停止および合格の無効の決定、その他試験実施に関する必要な事務を委託して試験を実施する。

### 1 試験の日時

筆記試験 令和6年4月20日（土）・4月21日（日）

実技試験 令和6年6月30日（日）

### 2 試験の科目

#### (1) 筆記試験

保育の心理学・保育原理・子ども家庭福祉・社会福祉・教育原理・社会的養護・子どもの保健・子どもの食と栄養・保育実習理論

#### (2) 実技試験

音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術（2分野選択）

### 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者

(2) 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であるとき当該学校の長が認めた者

(3) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であるとき当該学校の長が認めた者

(4) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であるとき当該学校の長が認めた者

(5) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは

## 公 告

— 目 次 —

○令和六年福井県保育士試験（前期）の実施（児童家庭課）……………1

は各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であつて、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者（ただし、平成3年3月31日以前の高等学校卒業者はこの限りでない。）

(6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(7) 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、以下に掲げる施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者

ア 児童福祉施設

イ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）

ウ 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚園を含む。））

エ 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）

オ 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）

カ 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）

キ 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）

ク 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）

ケ 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）

コ 離島その他の地域において特別保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特別保育）を実施する施設

サ 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）

シ 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く。））

ス 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）

セ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等

(ア) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設）

(イ) 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。））

ソ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に

規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項もしくは法第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

(ア) 法第59条の2の規定により届出をした施設

(イ) アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設

(ウ) 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設

(エ) 国、都道府県または市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

(8) 上記(ア)に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者

(9) 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

(10) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

(11) ア 上記(ア)～(エ)に掲げる施設等において2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者であつて、学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

イ 上記(ア)～(エ)に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者

ウ 上記(1)～(6)に準ずる者

#### 4 受験手続

(1) 受験申請書の配布

ア 配布期間

イ 令和6年1月9日（火）から

イ 請求先

一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

(2) 受験の申請に必要な書類

ア 保育士試験受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

ウ 一部科目合格を証明する書類

エ 一部科目免除を証明する書類（5(2)に該当するものは、5(2)に掲げる実務経験を

東京都豊島区高田3-19-10  
一般社団法人全国保育士養成協議会  
保育士試験事務センター  
電話 0120-4194-82

有することを証する書類)

オ 改姓を証明する書類 (戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等旧・現姓の両方が記載されている公的書類)

カ 郵便振替払込受付証明書 (受験申請書に貼付)

キ 写真1枚 (受験申請日前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写真を受験申請書に貼付)

(3) 受付期間

令和6年1月10日 (水) から令和6年1月30日 (火) まで※当日消印有効

(4) 提出方法

簡易書留郵便に限る。

(5) 提出先

一般社団法人全国保育士養成協議会  
保育士試験事務センター

(6) 受験手数料

1. 700円

幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合

2. 400円

郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付する。

(7) オンライン受験申請

オンライン受験申請方法については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターホームページを参照。

5 試験科目の一部免除

(1) 過去2年において、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除

(2) 令和3年の試験において合格した科目のある者であつて、令和3年度から令和5年度末までに3(7)に掲げる施設において「1年以上かつ1, 440時間以上」の実務経験を有する者については2年間、令和2年の試験において合格した科目のある者であつて、令和2年度から令和5年度末までに次に次に掲げる施設において「2年以上かつ2, 880時間以上」の実務経験を有する者については3年間、通常、過去2年の免除期間に加えて免除

(3) 厚生労働大臣が指定する学校において指定科目を全て専修した者は該当科目を免除

(4) 幼稚園教諭免許状所有者は保育の心理学・教育原理・実技試験を免除

(5) 幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験全科目合格者は実技試験を免除

(6) 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格特例による受験者は保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を免除

6 試験に関する問合せ先

〒171-8536

令和六年一月十六日発行  
発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県